

第12回「第7次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成30年9月25日（火）

午後1時から午後3時まで

於：法曹会館2階「高砂の間」

〔出席委員〕

田中座長，安富座長代理，青山委員，明石委員，秋月委員，市川委員，井上委員
岡部委員，奥脇委員，ロバーツ委員，高橋委員，滝澤委員，野口委員，村上委員

〔入国管理局側出席者〕

和田入国管理局長，佐々木官房審議官，丸山入国在留課長，岡本審判課長，君塚警備課長，
福原出入国管理情報官，根岸参事官，田中官房付，磯部難民認定室長，近江企画室長

1 開 会

○田中座長 それでは、定刻になりましたので、これより第7次出入国管理政策懇談会第12回会合を開催いたします。

本日は御多忙のところ、本懇談会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日の議題であります、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（案）の説明」、次に「永住者の在留資格について」、そして最後に「難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について」ということであります。

当初、事務局から配付していた議事次第では、「難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について」の後に「永住者の在留資格について」となっておりましたけれども、進行上の都合で順番が入れ替わっておりますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、それぞれの議題について、当局から説明をいただいて、その後、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思います。

議題に入る前に、前回の懇談会以降、入国管理局において、幹部職員の異動がありましたので、事務局から紹介していただきます。よろしく申し上げます。

○事務局 前回の政策懇談会后、入国管理局におきまして異動がございましたので、紹介させていただきます。

初めに、着任者でございますけれども、岡本審判課長でございます。

○岡本審判課長 岡本でございます。よろしくお願いいいたします。

○事務局 続きまして、肩書の変更となりますが、前審判課長の根岸参事官でございます。

○根岸参事官 根岸でございます。引き続き、よろしくお願いいいたします。

○事務局 続きまして、前参事官の田中官房付でございます。

○田中官房付 引き続き、よろしくお願いいいたします。

○事務局 なお、本日、佐藤総務課長は所用のため欠席とさせていただきますので、御了承いただければと思います。

では、事務局からは以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

2 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（案）の説明

○田中座長 一つ目の議題であります「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（案）の説明」に移ります。

それでは、近江企画室長から御説明をいただきます。

○近江企画室長 私から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（案）」についての説明をさせていただきます。

6月の政策懇におきましては、骨太の方針案について御説明をさせていただきまして、6月15日に、骨太の方針につきましては閣議決定をされました。その中に、今回の新しい在留資格を含む在留外国人全体における外国人の受入れ環境の整備を行うということが盛り込まれております。

この内容でございますが、平成18年に策定されました生活者としての外国人に関する総合的対応策を抜本的に見直しまして、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化するというところで、骨太の方針の中で閣議決定されました。

その後でございますが、まずお手元に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）概要」という資料があると思いますが、その閣議決定を受けまして、7月24日に、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議というものが設置をされ、実施をされております。その中で、このポンチ絵でございます、今後の総合的対応策の検討の方向性について了解をいただいて、検討を進めるという形になっております。この会議自体は、法務大臣と官房長官がともに議長を務めさせていただいているというものになってございます。

その後、もう一つ会議が立ち上がっております。先生方のお手元の一番最後に付いていると思いますが、こちらの外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会（第1回）という資料をもとに御説明をしたいと思っております。

この検討会自体は、法務省に様々な、今回の受入れ環境整備のための司令塔機能が来たということもありまして、法務省、関係省庁、政策懇の先生方にも御参加をいただきまして、この総合的対応策検討会というのが開かれてございます。

それでは、検討会の第1回のペーパーから御説明させていただきます。最後に、今回の検討会とは直接は関係がないのですが、新聞などで、入国在留管理庁の新設というところが出ておりますので、現在、法務省として、どのような要求をしているのかというところも、私の説明の最後に御紹介をさせていただきたいと思っております。

それではまず、この検討会の資料をおめくりいただきまして、まず資料1-1ということで、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」というものがございます。こちらは、まさに今回の入管庁にも若干関わるのですが、法務省が内閣官房とともに関係閣僚会議を開催するなど、受入れ環境の整備について、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画・立案、総合調整を行うというところが、この閣議決定によって決定されました。

内容については、1枚おめくりいただきまして、2ページの1の（1）がまさにその

内容でございます。この閣議決定に基づきまして、法務省において受入れ環境の整備を、各省から頭一つ出た形で、司令塔機能を担う形で調整をしていきたいと考えてございます。

簡単ではございますが、次の資料1-2を御覧いただきまして、構成員について、官房長官と法務大臣を議長とし、内閣総理大臣を除く大臣が構成員とする会議になってございます。

次が、資料2-1を御覧いただけますでしょうか。これが、検討の方向性の概要でございます。

こちらの内容については、追って詳細を説明いたしますが、この内容に、こういう方向性で進むということに関係閣僚会議で了解をいただきまして、年内の取りまとめを行うべく、法務大臣の下で関係者から意見を聞きながら、施策の具体化を行っていくという作業を進めております。

次に、資料3-1をめぐっていただきまして、これが法務省の中での検討会の設置でございます。

法務省が司令塔機能を担うという形になりましたので、総合的対応策検討会を設置させていただきますまして、外国人材の受入れ・共生のための検討を行っていくという形になっており、今、秘書課のほうで運営をしていただいているという状況になってございます。

次に資料3-2をおめぐりいただきまして、こちらは、今回の検討会の構成員の方々でございます。議長につきましては、法務省の総括審議官になっていただき、副議長は入管局の佐々木審議官と内閣官房の審議官を置いておりますところ、構成員としては各省の課長級、あと、有識者としての構成員としまして、政策懇の7名の先生方をお願いをするという形になってございます。

今後のスケジュール感は、資料4で書いてございまして、7月24日に閣僚会議が開催されまして、9月13日から年内5回をめぐりまして、法務省の総合的対応策検討会が開催され、年内の総合的対応策の了解をとるべく、今、準備を進めているという状況になってございます。

このような形で、法務省全体の中での対応策についての検討というのは、進めてまいるとい状況ではございますが、本日は私のほうから、改めて、検討の方向性について、先生方に御説明をさせていただき、この場で先生方にも御意見をいただきまして、それを踏まえて、また法務省全体の会議の方にも持って行って、総合的対応策の中に盛り込んでいくという形を考えております。

それでは、資料2-1にお戻りいただけますでしょうか。

上段のほうにもございますが、今回こういう、総合的対応策を政府全体として行っていくということになったものでございますけれども、在留外国人の増加、あと、外国人労働者についても急増しているという状況もございます。それから、前回御紹介いたしました、新しい在留資格を創設して、一定の専門性・技能を有する方々を受け入れていくという制度も今創設中でございまして、これから、たくさんの外国人の方が日本に在留するという状況が生まれるのではないかという認識でございます。

そういう中で、やはり受け入れて、今まで労働者としてという面が非常に強かったの

かもしれませんが、やはり、共に生活をして、学び、働くという外国人の方々の受け入れを、しっかり政府全体で受け止めてやっていくということで、今回、法務省が取りまとめを行います。外国人との共生社会の実現に向けた環境整備をやるということで、全体として、年内に取りまとめを行うという状況になってございます。

下のほうに4本柱がございまして、見ていただきまして、緑色のラインでございまして、まず一つ目の柱といたしまして、多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動でございまして。

国民及び外国人の声を聞く仕組みにつきましては、意見聴取会等の機会を設けることとして、それを共生施策の企画・立案に適切に反映させていく必要があるかと思っております。

これも今後の議論ではございますが、今現在も法務省におきましては、各地方局で、政策懇の小規模版のようなものにはなるのですけれども、各地方における企業とか自治体、それから、外国人支援団体等からの幅広い意見を聞いております。これら意見等も踏まえながら、新しく、国民の方や外国人の声を聞く仕組みづくりについて検討していきたいと考えてございます。

二つ目の柱でございまして、生活者としての外国人に対する支援でございまして。

たくさんございまして、主要なところを御説明申し上げます。まず（1）でございまして、円滑なコミュニケーションの実現というところが大事であると考えております。

日本で外国人が暮らす際には、日本語による円滑な意思疎通ができるように日本語の教育をしていくことと、もう一つ、外国語でもしっかり情報提供を差し上げたり、相談体制を整備していくという、両方の面が必要であると思っております。

それにつきまして、日本語教育の充実をしていくということに加えまして、日本語教育機関の適切な管理、質の向上という面でも、しっかり日本語教育ができるような環境をつくるということと、あとは情報提供、各行政機関がどのような形で多言語化して、適宜・適切に実施していけるかというところを今後検討していきたいと考えてございます。

あと、飛びますが、（4）の労働環境の改善、社会保険の加入促進等でございます。

こちらにつきましては、全員が労働者というわけではないのですが、今後増加するであろう外国人労働者の方々に対して、労働問題の発生未然防止、社会保険の加入手続の促進等、適正な労働条件と雇用管理の確保を図る必要があるかと思っております。

特に最近、報道等ではありますが、社会保険の加入問題などにつきましては、社会的な問題にもなっておりますと考えてございまして、厚生労働省と法務省で連携をして、この問題について、しっかり対応していくということを考えてございます。

次に、外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組でございまして。

こちらにつきましては、新たに創設する在留資格に関しての支援の在り方、あとそれから、外国人の方々は試験を受けていただくことが前提となっておりますので、その適正な試験制度が構築できるかというところについて記載してございます。

最後に、新たな在留管理体制の構築というところでございまして。

こちらにつきましては、これまでも政策懇で、在留管理体制の在留管理の必要性について、今までずっと議論をしていただいたと考えてございます。この検討の方向性にお

きましては、増加する外国人労働者を前提といたしまして、オンライン申請等の負担軽減についても検討するということをしっかりやっていく形にしたいと思っております。

加えてでございますが、受け入れていくということに対して、それとは裏表になるかと思っておりますけれども、不法滞在者対策もしっかりやっていかなければいけないと考えておまして、後ろのほうの詳細なペーパーでは、警察との情報連携や送還忌避者の動静把握、送還の支障となっている事由の解消など、たくさんの方々が在留することに起因する問題についても提案をしております。

こちらにつきましては、本日三つ目の議題でも、難民制度の運用の見直しについての実施状況も報告がございますけれども、そのようなものを踏まえまして、難民の誤用・濫用対策についても、この中で議論し、この検討の方向性の中で、一定の方向性を打ち出していきたいと考えております。

以上が総合的対応策の説明にはなりますけれども、法務省全体における検討会におきまして、先ほども申し上げましたが、本日、先生方からいただきました御意見を御紹介しつつ、全体の中の取りまとめをやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後でございますが、入国在留管理庁（仮称）について、簡単に御説明をさせていただきます。

このように、入管行政の現状ということで、先ほどと重複いたしますが、たくさんの方々が在留されるという状況と新しい受入れを行うという状況、もう一つ加えまして、閣議決定におきまして、法務省が受入れ環境整備に係る企画・立案、総合調整を行うことになっております。このために、やはり業務も飛躍的に増大するということや、あと量だけではなく、質の変換も今回あるということもございまして、一定の独立性を有する組織として、入国在留管理庁（仮称）ではございますが、今回要求をさせていただきます。

組織・機構については、下のほうになっておりますが、出入国管理部と在留管理支援部ということで、今回、在留管理支援というところを部としても、名前としても打ち出しております。このような新設の要求を行っておりますので、この点について御承知おきいただければと思っております。

私からの説明は、簡単ですが、以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

御紹介いただいたように、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会というところの検討の様子を御紹介いただいたわけではありますが、この検討会には、本懇談会のメンバー先生方の何人かが御参加いただいているということでもあります。

もちろん参加いただいた先生方は、検討会でいろいろ御意見をおっしゃっていただいていると思っておりますけれども、本日も更に、それに加えて議論があればいただければいいと思っておりますし、それ以外の懇談会の先生方には、是非この機会に、いろいろな御意見をいただいて、また今後の検討会での議論を更に深めるということに役立つようにしていただけると、ありがたいと思っております。

それでは、今の御説明に対して質疑、意見交換というふうにさせていただきたいと思っておりますけれども、いつものように、どなたからでも御発言いただければと思っておりますが、

どなたかいかがでしょうか。

滝澤先生。

○滝澤委員 ありがとうございます。

画期的な外国人材の受け入れということで、私は、いい流れだと思っております。特に、受け入れてからのさまざまな共生のための取組というのは、今まで多分、政府として、きちんと行ってきたとは言い難いと思いますので、大変いいことだと思っております。

一つ、難民問題に関心がある者から言いますと、この中に全く難民という言葉が出てこないということについて、不満感があります。外国人材を数十万人受け入れるという一方で、国際的な要請が極めて強い、また国際的な批判が強い日本の難民の受入れについては、全く触れられていない。その理由がどういうことなのか。難民は外国人材ではないのか、または完全に忘れておられたのか、そこら辺の背景等についてお伺いしたい。

また、今後の政府の議論の中で、難民の受入れについて、どういう形で新政策に反映される可能性があるかについてお聞きしたいと思います。

○田中座長 ということですがけれども、それでは近江企画室長、いかがですか。

○近江企画室長 ありがとうございます。

私の説明が十分ではなかったと反省しておりますが、今回の総合的対応策というのは、難民という形で日本にいらっしゃる方、それから、学生としていらっしゃる方、就労する資格としていらっしゃる方、いろいろな外国人の方が、日本に今在留されているというふうにご考えてございます。ある面、どういう形で、もともと日本にいらっしゃったかということではなくて、今ここにいらっしゃる方々に対して、どのような受入れの環境が整備できるか。あとそれから、共生のためのどのような支援ができるのかというところの考え方を、政府で今回、問題意識を検討の方向性としてまとめたものでございます。

当然に、難民の方々が在留されている方も、恐らく日本語の教育とか、あと、いろいろな生活面での支援とか、そういったものは、全くほかの方と一緒にいうわけではないかもしれませんが、そのような対象にも、多分なっただけというふうにご考えてございますので、そういう意味で、もともと難民という言葉が、確かにないところではあるのですけれども、日本にいらっしゃる方という、全員の方々を対象にした施策であるということをご理解いただければと思っております。

○田中座長 滝澤先生、それでよろしいですか。

何というのでしょうか、最終的な検討会でまとめいただくときの、ある種の総論的なものの記述のようなところに、今回の在留資格の拡充される人たちに加えて、難民の方とか留学生とか、それまでのいろいろな方で、日本にいらっしゃる方についても、今回の受入れ・共生のための施策の対象となるのであるというような言及をいただければよろしいのではないかなというように、今伺っていて思いました。

その他、岡部先生。

○岡部委員 ありがとうございます。

2点ございます。一つが、検討の方向性について、もう一つは、入国在留管理庁の新設に関してです。

まず、検討の方向性について、私もこの方向性自体には賛成です。喜ばしいことと思

っています。

具体的に、どういうふうに進めたらよいかということですが、前も申し上げましたが、欧米をはじめとする諸外国で、いわば日本より先んじて、外国人の統合ということに取り組んできたものの、残念ながら、成功している国があまりないという現状があります。ですので、単純な外国の追随ではよろしくないということが一つあります。

そうはいつでも、外国人の人たちにも安心して住んでいただけるような社会をつくるには、ある程度、諸外国が通ってきた道と同じような道を進む必要も出てくると思うのですが、具体的に取組を実施する際に、取組が徹底されていないから外国人の統合がうまくいかなかったのか、それとも、そうではなくて、実は余り行政が入らないほうがよかった分野なのか、などといったいろいろな方向からアプローチして、外国人との共生について、少し慎重に丁寧に考えるということがあってもいいのかなと思います。

もう一点、入国在留管理庁の新設については、機構的なことについて多く申し上げるつもりはないのですが、この管理庁というのが、いわゆるエージェンシーなのか、要するに実施庁としての役割なのか、それとも、また別の役割があるのかによって違ってくると思うのですが、先ほどおっしゃっていたような質の変化ということも鑑みますと、長期間日本にいたることができる外国人の方であれば、実は余り問題はないのだけれども、日本の労働需要が足りなくなってしまうところに、本人は帰りたくないという人たちが増えてきた場合には問題が生じると思います。

単純に不法滞在が増えるという問題だけではなくて、グレーなところで、例えば申請を複数回行うなどして不法滞在という状態を辛うじて免れている人がいる場合、そういった宙ぶらりんな状態の人たちにどう対応するかが問題になると思います。他方で、帰国したくないという人に対して、行政が帰還を強制してしまうととなると、それはそれで、モラルの問題が発生し国際的な批判も受ける可能性があるということがあります。そこで、いわゆる帰還政策（リターンポリシー）については、もしかするともっと具体的に考える部署が必要ではないかと。出入国管理部の中のサブディビジョンでもよろしいので、少しほかの省庁とも関連性を持たせながら、少し重要に考えていただいたほうがいいのではないかなという気がします。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

今の岡部委員の意見については、何か近江企画室長のほうからありますか。

○近江企画室長 岡部先生、ありがとうございました。

新しい入国管理庁ですが、私も不勉強で今、帰還ポリシーというような考え方が今後の外国人の方々の量と、あといらっしゃる方々の恐らく内容によって変わってくるのだと思います。

そういう中で、どのような問題が今後生じていくかというのは、こういう政策も必要になってくるということも考えながら、勉強していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

あと、前半いただきました、まさに各国の成功している状況、失敗している状況なども、また岡部先生などから、いろいろお教えいただきながらだと思っておりますけれども、今回、外国人につきましては、これは私がいつも感じることですけれども、どの国

もいらっしゃる外国人は違っており、完全に同じケースというのは基本的にはないので、日本型のどういう、適切な支援とか、そういうところができるか、行政がどこまで入っていったらいいのかというところも含めまして、また検討させていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の先生方はどうですか。

秋月先生。

○秋月委員 ありがとうございます。

私も、この重要な問題に、迅速に検討会を立ち上げていただき、この懇談会のメンバーの適切な方に入っていて、とてもよかったと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

資料を拝見しまして、あまり重要ではありませんが、2点コメントさせていただきます。一つは、受け入れる外国人の方に、円滑なコミュニケーションのために日本語教育をするということ、これは大事なことだと思います。他方で、グローバル企業ではむしろ英語をしゃべるように仕向けるとか、日本人の小学生に英語を教えるとかということから考えると、単純に考えると、英語をしゃべる人は英語で受け入れれば、一番簡単なのではないでしょうか。現実にはそういうことにはならないとは思いますが、今までは日本人だけで、日本語をしゃべる方ばかりでしたから、「公用語は日本語」というようなことを決める必要はなかったと思うのですが、外国人にこれからどんどん入ってきて、日本に来たからには日本語をしゃべっていただくということにするのであれば、公用語を日本語にするというような法的な根拠が要らないのかなということを少し思いました。

突拍子もないことですがけれども、日本人に英語を学ばせる、グローバルに活躍させるということと、日本に来た方に日本語を押しつけるということのバランスをどのようにとるのかというのが個人的な感想です。それが1点です。

それから、2点目は、外国人を受け入れるということは、私も日本の経済の発展を考えると、いいことだと思います。しかし、大学の側の立場から言わせていただくと、そのしわ寄せが若い日本人に来る可能性がありますので、今後、技術を持った外国人の方がいらっしゃるということを想定した上で、若い日本人の方には、AIも入ってくることで、どのようなことを身につけておくべきかということ、厚労省でも文科省でも大学側でも、きっちり日本人向けのことも想定するというのが、総合的な対応ではないかとも思いました。

今回の外国人の受入れには直接関係ないですがけれども、将来的にはそういうことも検討しなければいけないのではないかなと思いました。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

明石委員。

○明石委員 ありがとうございます。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）について拝見しまし

て、必要な対策について、幅広く言及されているという印象をまず持ちました。

私のほうで考えたのは、この施策なり個別のプログラムが今後、現実化した場合に、その効果をどういうふうを確認していくのかということが、長期的には必要なのではないかと思った次第です。

その効果を測るというのは、先ほど岡部委員からも御指摘がありましたが、欧米の、欧州の社会統合、あるいは社会的な包摂が出てくるような、外国出身者のホスト国の公用語の習得率であったり、進学率であったり、就職率であったり、コミュニティー活動への参加など、さまざまな指標があり得るわけで、今のは例ですけれども、こうした数字が変更、上昇するのかどうか。それに対して、行政、政策、あるいは民間レベルでの取り組みが、どれほどの効果を生んだのだろうか。この計測自体が非常に難しいわけですけれども、実際に実施されたプログラムに対する何らかの効果測定や、そのフィードバックのプロセスが、政策にあっていいと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、奥脇先生。

○奥脇委員 非常に包括的な項目が並んでいるわけです。

2点伺います。一つは、先ほど難民の問題がありましたが、難民の問題と今回の問題は関係ないということは、そのとおりだと思います。また、難民条約で難民の定義というのは、それなりにきっちり定まっているわけですから、そこをどのぐらい広げるかということは、またそれは別途の問題だと思います。ただ、この総合的対応策というのは、難民条約でも、例えば定住化促進とか、そのためのいろいろな条件、一旦受け入れた以上は、こういう条件を満たしてくださいよということが、領域国の義務になっているわけです。その義務を最低限果たす水準ということでは、難民についても同じように適用すればいいということなのか、それとも、難民については、もう少し上乘せの何らかの措置をとる必要があるのか。この辺は、どういう方向で取りまとめようとしておられるのか、その辺を1点伺いたいと思います。

もう一つは、法務省が司令塔的役割を果たすということですが、確かにこれだけの広い分野について、対応策を取りまとめるということになると、端的に、教育であれば文科省とか、社会保険ということになれば、厚生労働省とか、いろんな省庁が絡んでくるわけです。そのこのところに、対応するために平仄を合わせたというか、足並みそろえて持っていくようにするには、何か特別な司令塔的役割が本当に果たせるような力がないと、それはなかなか難しい。

これは総合海洋政策本部についても、最近10年ぐらい経って、ようやく少しずつ、各省庁が本気になってきたという感じもあるのですが、やはり各省庁が本気にならないと、つまり専門部局が本気にならないと、なかなかできないことなのだと思います。その専門部局をどういうふうの説得していくのか、この点で勝算があるかどうか、この辺りを我々応援団ということだと思いますけれども、かなり苦勞と時間が必要かなという感じがいたします。

さきほどの費用の問題、予算の問題とも非常に絡んでくるので、この問題については法務省が日本の諸官庁のトップにあるというのが、最も普通の形であるというようなこ

とになってくれないと困るのだらうと思います。

これは、どうすればどうこうなるということではないのですけれども、是非頑張ってくださいたいと、こういうふうに思います。

○田中座長 それでは、二つ問題がありましたけれども、当局から。

はい、どうぞ。

○磯部難民認定室長 難民認定室長の磯部でございます。

奥脇先生からございました1点目についてですが、条約難民の方、あるいは第三国定住難民の方は、その性質上、とりわけ今においても、特別に日本語研修であるとか、あるいは就労支援ですとか、そういうことを、ほかの外国人とはまた違った、特別に上乘せでさせていただいているところがございます。

他方、今回、企画室長のほうから説明のあった部分については、その上乘せ部分ではなくて、ほかの外国人の方一般にも通じるような形での日本語教育支援とか、そういうようなベースメントのところをやっていきましょうということだと理解しておりますので、条約難民の部分は、難民の特性に応じたような手厚い保護を引き続きやっていくというようなことで、やはり違う位置付けでいくのだらうと思っております。

○田中座長 奥脇委員。はい、どうぞ。

○奥脇委員 どのように違うのかが、よく分からないのですが。つまり、一般の方に今やっている日本語教育支援というのを、この対応方針でいくと、今の難民のレベルまで上がっていくということなのか、あくまでそこはギャップがあると。それは難民の場合と、こういう専門人材ということで受け入れるという場合には、教育の水準なんかも違う可能性もあるので、そこは違うということが進められるのか、そこが少しよく分かりません。

今後、そういう専門人材といっているけれども、本当にそうかどうかは怪しいという気がしているわけです。

○田中座長 この点について、今答えられますか。

○磯部難民認定室長 難民に特化した話になってしまいますが、条約難民でも、第三国定住難民でも、難民事業本部というところで、180日ぐらいの日本語研修や就職支援といった日本での生活支援みたいな研修をやっております、ほかの外国人の方に比べると、かなり手厚く研修等を実施させていただいているところがございます。

○田中座長 最終的には、日本の受入れ・共生のためのいろんな仕組みがこれからできるし、それから、こちらの新しい検討でも、これから具体的な、いろんな措置が検討されるわけなので、そうすると、最終的にはそれと、今まで難民の方に対してやっていたものを横並びで並べてみて、どこがどう違うのかということは、やはりはっきり、ある程度把握していただいた上で、特に難民の方にとって、もう少し改善する余地があるのであれば、今度の措置を使って、更に改善するとか、あるいは、難民の方に今までやってきたものの中で、うまく使えるものがこっちにあるのであれば、こっちでも使うとか、具体的などころの検討で進めていただくといいかなと思っておりますけれども、近江企画室長、そんなことでいいですか。

○近江企画室長 座長、ありがとうございます。

まさにこれ、検討の方向性で、実はまだ、具体的にどうするというのは、今から

年末にかけて検討していくものでございます。

生活者としての外国人に対する支援ですので、労働者もそうですけれども、例えば外国人の子供とか、日本にいる外国人皆さんを対象としていますので、その必要度合いとかレベル感も、恐らく個々に違ってこられるのではないかなと思っておりまして、まさに文科省や文化庁といった日本語教育や学校教育に知見のあるところや、厚生労働省もそうですが、職場でどういうふう日本語を入れ込んでいくかなども、その必要性も含めて議論していくというものになっておりますので、難民との関係は、またもう少し進んだ段階で、整理ができればいいなというふうには考えてございます。

○田中座長 それでは、その後は、野口委員。

○野口委員 御説明ありがとうございました。

先生方のお話にありますように、私も外国人材の受入れ・共生を進めていくという、重要な施策を力強く進めていくための仕組みの一つとして、検討会が立ち上げられ、動き始めたということは、大変幸福なことだと思っております。是非、対応が進んだということが実感できるような仕組みを動かしていただけるようにしていただけたらと強く願っております。

特に最初に挙がっている、外国人の声を聞くための仕組みづくりというのは、これは行政の施策、何でもそうだと思いますけれども、やはり当事者が入って、意見を言って進めていくという仕組みにするというのは非常に重要なことでして、これは早期に全国展開をしていただくことが大切なのかなというふうに取り組みました。

今、これからの話なのでというお話も、やりとりの中であつたのですけれども、平成30年7月24日付の検討の方向性を読ませていただきますと、早期に手をつけられるところはやっていくという、やる気が感じられる部分があるようです。例えば、本年度から実施と書いてあることが二つございます。一つは、5ページにある災害時の外国人支援情報コーディネーターの養成研修、それから、見落としがなければ、次、10ページに出てくる資格申請のオンライン、です。5ページの前者のほうですが、これはなかなか、仕組みをつくり、動かすことは、難しそうなのですけれども、本年度から実施ということで、具体的に、どういう主体が参画されて、どういう形で、どういうコーディネーターを育てられようとしているのかというお話をお伺いすることができたらと思っております。

○田中座長 どうもありがとうございました。

この点について、今お答えできますか。

○近江企画室長 すみません。今現在、どこがどういうふうにとすることは分かりかねますので、申し訳ございませんが、確認させてください。

○田中座長 それでは、その点について、今日は御無理でしたら、また後日教えていただくということでいいと思いますが、昨今の日本における災害の頻発状況等を考えれば、災害時外国人支援情報コーディネーターのようなものを早急に養成していくというのは、まさに正しい方向だと思いますが、具体的にどうやっていくのかということになると、なかなか難しい面もあるかと思っておりますので、その辺、また後で分かりましたら教えていただきたいと思いますが、見つかりましたか。

○近江企画室長 簡単ではございますが、よろしいでしょうか。

こちらは、恐らくでございますが、座長おっしゃるとおり、東日本大震災からの流れもありまして、外国人の方にしっかり情報を伝えていくというのが非常に重要であるということでございます。

こちらは、内容につきましては、細かいところは、まだ、ここでは分からないのですが、平成30年から32年までにかけて、都道府県や政令指定都市におきまして、コーディネーターを配置して、その育成研修を実施するというところで、恐らく内閣府や総務省が検討されているのではないかと考えております。もう少し調べて、先生に追って御報告したいと思います。

○野口委員 ありがとうございます。

○田中座長 そういうことだろうと思いますが、具体的なことは、また調べていただければと思います。

これは、在留する外国人というか、今回の検討に加えて、短期の観光客のことを考えても、大変な問題なので、恐らく政府としても、優先課題として進めていってもらうことが必要だろうと思います。

それでは、高橋委員。

○高橋委員 皆様の意見を伺っていても感じたことですが、今回の対応策検討会というのは、やはり諸外国の失敗事例を繰り返さないこと、社会的包摂を進めるということが大前提になって立ち上がった検討会だと思います。

ただし、1回検討会に参加させていただいて感じたのは、具体策が中心になっており、具体策を積み上げることによって、包摂を実現していこうということにはなると思うのですが、しかし、先ほど明石委員もおっしゃったように、そういった個々の取り組みが本当に、その外国人の子弟の進学だとか、就職とか、コミュニティー活動への参加だとか、そういうものにつながっていくのかどうか。要するに、その辺のところを、多分KPI化して、包摂が進んでいるかどうかということをチェックしないといけないと思います。

それは、この総合的対応策検討会では多分無理だと思うので、それはやはり司令塔機能あるいは調整機能を持つ法務省に、外国人の包摂が本当にちゃんと進んでいくかどうかについてチェックする一義的な義務があるのではないかと考えています。この場かと思いますが、対応策検討会とは別に、今後の議論の中に、包摂が本当に進んでいくかどうかということについてのチェック機能を持たせる必要があるのではないのかなと思います。

それから、もう一つ、具体論の中で、この中で、やはり最後の新たな在留管理体制の構築ですね。ここは、やはり、法務省が中心になってやらなくてはならないということで、他省庁との調整とは別に、ここについてはきっちり、やはりこの場がふさわしいと思いますが、議論をやるべきではないかなと思います。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

滝澤先生。

○滝澤委員 先ほどコメントするのを忘れたのですけれども、入国在留管理庁の新設のところで、数百人の規模の人員増があると。また、課長相当職が当然増えるということで、

かなり拡大が想定されているようですが、私は、是非そこに、難民認定室の格上げみたいなものを入れていったほうがいいのではないかと思います。

つまり、室というのは課の下ですので、総体的な予算にせよ、人員にしても、多くはないであろうと。今後のいろんな動き、例えば国連のグローバル・コンパクトですね。国連で12月に採択されるグローバル・コンパクト等にも、法務省からもっと難民政策ということで関与していくべきだろうと思います。

それから、更に翻訳の問題とか、外国の難民動向の調査研究等も考えた場合に、人員と予算を増やす必要があると思います。予算についても、昔から、法務省の入国管理局から、是非UNHCRの総会に行ってもらいたいと言っているんですけども、予算がなくて行けないと言われる。ニューヨークやジュネーブまで行ってくるお金がない、そこまで予算が厳しいのかと思うのですが、であれば海外出張の予算も増やしていただいて、人員、それから、権限といいますか、責任といいますか、を大きくして、是非、難民政策課といったものにしていただきたいと思います。

韓国でも難民政策課というのができまして、非常に大きな役割を果たしているというふうに理解していますので、是非、局長もいらっしゃいますので、そこら辺を考慮していただければと思います。

○田中座長 これは御意見ということであります。

その他、ございますでしょうか。

では、村上委員どうぞ。

○村上委員 ありがとうございます。

対応策検討会について、出させていただいておりますので、中身については申し上げませんけれども、運営について1点だけ、申し上げたいと思います。

資料3-3で、運営規則、運営細則が出されておりました、4では議事要旨ということで、速やかに議事要旨を作成するというところで、既に出されているところです。事前の御説明だと、議事録も作成するというふうに伺っていたと承知しております、詳細な議事録も、後の政策の検証などに必要かと思っておりますので、是非作成をお願いしたいと思います。

以上です。

○田中座長 これは、検討会の運営についての御意見ということですね。

井上委員どうぞ。

○井上委員 私も検討会に参加をさせていただいておりますので、余り繰り返しにならないようなところだけ申し上げます。

この外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の検討において、日本人側の内なる国際化の部分を進める施策というのも、同時に、強力に進めていくべきだと思います。

例えば、元号でなくて西暦に統一するとか、そういうところから始めてもいいのではないかなという感じはいたします。

それから、在留管理体制について、一番難しいのは、様々なミスマッチをどう処理していくかということだと思います。例えば、入ってきた方について、何らかの事情で就職先がなくなるなどの職業を失ってしまった場合や、就職先の企業や職業と合わなくなってしまった場合などのミスマッチであるとか、あるいは景気の変動に対する時間的な

ミスマッチであるとか、あるいは地域の産業などの状況により労働の需給が違うことによる地域的なミスマッチとか、このようなミスマッチをどういうふうに変えていくのかというのが、非常に重要なところだと思います。

あと、全体的なところでお願いをしたいのが、国際的にどのように見られているのかということを中心に、評価を気にしながら、日本が国際的にも評価されるような、そういう仕組みをつくっていただきたいと思います。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

では、市川先生。

○市川委員 私も、皆さんの意見と基本的に同意見で、受入れと受け入れた後の環境整備というのは非常に重要だと、車の両輪として、あわせてやっていくべきだと、私がかねて考えてきたので、そういう意味では、この検討の方向性は、正しいものを含んでいると思っております。

それから、新しい入国在留管理庁ですけれども、これまでの入管の出入国管理法の執行をするという、執行機能的な役割と同時に、これからは恐らく、どういう方を受け入れていくかというような、政策論といいますか、そういった部分がかかなり重要になってくる。それから、受け入れた後の政策の調整という、環境整備についても、いろんな省庁との調整ということが必要になってくるだろうと思いますので、そういった意味で、人的な面、組織的な面で、新しい組織というか、器と人を是非入れてほしいと思っております。それは、ほかの省庁もそうかもしれませんし、あるいは人権擁護局、人権という観点でいえば、人権擁護局の方なども必要でしょうし、あるいはNGOの方たちの経験というものも、どう取り組んでいくかというようなことも、是非視点として持っていただきたいと思います。

あと、滝澤先生がおっしゃられた難民認定については、今回の法改正の直接のきっかけではないと思うのですが、これだけ人的な増強をしていく中で、バランスとしては、確かに難民認定に当たる人の、専門性ある人の育成・増強というようなことは、是非考えていただきたいと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

ロバーツ委員、何か御意見ございますか。

○ロバーツ委員 方向性としては、とてもいいと思っており、これからを楽しみにしています。この計画がスムーズに進むことを願っており、良い結果となることを期待しています。

○田中座長 どうもありがとうございました。

青山委員、何か付け加えることはありますか。

○青山委員 ありがとうございます。

私も外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会に参加させていただいております。年末まで議論して、結論を出すということになっておりますが、しかしながら、時間的制約によりどこまで議論できるかという問題あるかと思っております。そのような時間的制約の中においても外国人材の受入れに関する仕組みづくりを十分に構築する

ことが非常に重要であると考えています。

外国人材の受け入れに関する仕組みづくりには、長期にわたる環境整備が重要になるのだろうと思いますが、その際焦点になるのが、先ほど来、皆様御意見出していた在留管理の問題やどのようにマッチングをしていくのかということからだと思っております。こうした課題は非常に難しい問題だと思っておりますが、なるべく早期に所管官庁において御検討いただいて、具体的な議論行っていただければと思っております。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、一旦、この検討会の内容についての意見交換を終わりにさせていただいて、次の話題に移りたいと思います。

3 永住者の在留資格について

○田中座長 次は、永住者の在留資格についてということで、丸山入国在留課長から御説明をいただきます。

○近江企画室長 丸山課長からの説明の前に一言申し上げます。

今回、検討の総合的対応策の後に、永住者の議論という形をお願いをしております。それにつきましては、先ほど来の共生の考え方にもなるのですけれども、これからたくさんの方々が入国して、在留されるようになるということと、あと、政府全体として、こういうふうな支援をしっかりと行って、安定した生活をしていただき、定着を選んでいただけるのであればという形になるかと思いますが、定着をしていただけるような社会を全体でつくっていかうという趣旨で、この検討の方向性をつくらせていただいております。

定着という形になりますと、その後何年か、長く居られたら、基本的には永住の資格を取られる方も非常に多く思いますので、そういう意味で、こういう全体の外国人の方の増加と、あと支援策ということをやっていく上で、将来的な永住者の考え方ということで、今回新しく、議論していただくと思ひまして、議題を提案させていただきました。

○田中座長 それでは、丸山入国在留課長どうぞ。

○丸山入国在留課長 入国在留課長です。

それでは、資料に基づいて、現状を中心に御説明させていただきます。

まず、資料の「永住者の在留資格について」の表紙をめくっていただきたいと思ひます。

こちらの1ページ目に、永住許可のガイドラインというのが書いてございます。入管法の第22条に永住許可の要件がございまして、要件としては、こちらの薄緑色で背景色を付けておりますけれども、素行善良要件、独立生計要件、国益要件の三つがございまして。

この中で、まず、素行善良要件につきましては、記載のとおり、法律を遵守し、日常生活においても、住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいることというのを要件としております。

また、独立生計要件につきましては、日常生活において、公共の負担にならず、その

有する資産または技能などから見て、将来において安定した生活が見込まれることを要件としております。

さらに、国益要件、これは幅広でございますけれども、ガイドライン等で明記してございますのは、まずは、どの程度日本に在留されているかということの一つメルクマールにしております、いろいろ例外はございますけれども、原則として10年以上在留していること、そのうち、就労資格または居住資格として5年以上在留していることを基本的なラインとして考えております。

また、国益要件の中では、納税義務などの公的義務を履行していること、あるいは在留期間、短いものから長いものまでございますけれども、通常3年以上の在留期間を所持していること、あるいは、公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないことというようなことを例示しているところでございます。

ただし、例外がございます。日本人、永住者または特別永住者の配偶者または子である場合には、素行善良要件と独立生計要件には適合しなくても、永住許可ができるという法律構成になっておりますし、難民の認定を受けている方の場合には、独立生計要件に適合しない場合でも、永住許可をできることになってございます。

1枚目の資料の真ん中以下に書いてございますが、永住許可に関するガイドライン、あるいは我が国への貢献に関するガイドラインというものがございます。法令上、永住許可の裁量は非常に広いわけですが、ある程度の運用のラインをお示しするというところで公表しているものでございます。

このうち、青色の部分が、昨年4月26日に改定した内容でございます、特にパブリックコメント等で御意見をいただきましたのは、左側の下の高度人材の永住をより短い期間で許可するということが、その当時、要請がございましたので、ポイント計算、学歴とか職歴などのポイントを計算しまして、70点以上の方については、3年以上本邦に在留していること、高度人材の中でも特に高度と認められる者ということで、80点以上のポイントが認められる方については、1年以上在留していることという運用を、昨年4月26日以降、行っているところでございます。それ以後、順次、許可が出つあるところでございます。

原則10年の在留の特例としましては、まずは日本人とか永住者及び特別永住者の配偶者につきましては、実体を伴った婚姻が3年以上継続し、かつ1年以上本邦に在留していること、その実子は1年以上本邦に在留していることとございますし、定住者の在留資格あるいは難民認定を受けた者については、5年以上本邦に在留していること、また、外交、社会、経済、文化等の分野で我が国への貢献が認められる者というのは、5年以上在留していることということで、より具体的な例示としては、向かって右側に記載のとおりでございます。

次に、順序が逆になりますけれども、1枚めくっていただきますと、数字的なものをお示ししております。

順次、日本に在留する方が増えておりますが、この中でも、永住者というのは近年、かなり増加しているところでございます。この10年を見ましても、平成20年には49万2,000人であったものが、昨年末で74万9,000人、約75万人にまで増加しているところでございます。

これを国籍・地域別に見ますと、中国が約25万人で、平成20年以降、一貫して最上位で推移してございます。平成20年と比べてみますと、中国が1.7倍でございます。また、ブラジルとフィリピンにつきましては、平成26年に順位が入れ替わっておりますが、29年末現在、フィリピンが12万7,000人、ブラジルが11万3,000人になっております。この10年の傾向としましては、ブラジルは増減がほぼ横ばいなのに対して、フィリピンは一貫して増加しているところでございます。

ブラジルにつきましては、2008年のリーマンショック以降、日系の方が帰国された中には当然、永住者の資格をお持ちだった方もいらっしゃるということで、大体横ばい程度になっているかと思えます。

また、韓国につきましては、昨年末6万9,000人ということでございます。ペルーは3万4,000人となっております。平成20年以降、若干増減があっても、微増でございます。ペルーについては、対20年比では1.1倍というところでございます。

続きまして、全在留資格に占める永住者の比率等、あるいは永住許可の状況についての資料でございます。

平成20年のリーマンショックでありますとか、23年の東日本大震災の影響を受けて、中長期在留者につきましては一時減少したこともございますが、25年から、増加傾向でございます。永住者については増加傾向でございます。昨年末、中長期在留者と特別永住者を合わせた人数は256万人で、このうち、特別永住者が33万人で全体の13%、永住者は過去最高の約75万人で、在留外国人の約29%となっております。その他の中長期在留者は148万人で、全体の58%でございます。

平成20年以降を御覧いただきますと、特別永住者は、多い年で1万人程度減少しているのに対しまして、永住者は年平均で約3万人増加しているところでございます。25年以降は、その他の中長期在留者が急増する中であって、在留外国人の占める永住者の割合は、約3割の水準で推移しているところでございます。特に、その他の中長期在留者のところでは、留学とか技能実習あたりが、かなり伸びているという状況にございます。

続きまして、永住許可申請の件数と処理状況でございます。

一般的な傾向でございますが、25年から27年にかけて、新規の申請を受理した件数というのは、若干増加傾向でございます。27年から29年までは、不許可件数が増加している一方で、許可数については減少しているところでございます。許可率は、25年から27年は大体7割前後でございましたが、昨年は57%程度でございます。

特に、審査の方針はガイドラインで示したとおりですので、特段、何か意識して厳しくしているということではございませんけれども、不許可とする理由として多いものを例示いたしますと、一つは独立生計要件、例えば定住者の方に求めるのですけれども、どの程度の収入があるか。特に、扶養される人数に比べて、どの程度の収入があるかと見させていただいておりますので、永住申請の中には、多くの方を扶養人数にされているような方もあるものですから、不許可になっている例もございます。

あと、公的義務の履行ということで、住民税であるとか国民健康保険の加入状況も見させていただきましますので、そのあたりの未納であるとか、あるいは履行が遅れ気味という場合には、不許可にしています。

また、定住者、特に日系人の方がそういう傾向があるかと思いますが、一家皆さんで永住申請をされますので、何か不許可になる事情があれば、一家3人とか5人とかが同時に不許可になりますので、そういったことが、こういった件数とか比率に反映しているところはあるかと思いますが。

続きまして、永住者の活動制限等を見ていただくために作成した参考資料が次の資料でございます。永住許可になった場合に、他の在留資格と比べて、どういう違いがあるかということを便宜的にまとめさせていただいております。

まず、本邦でできる活動でございますが、就労関係等の在留資格である活動資格については、在留資格ごとに活動できる範囲に制限がございます。他方、日本人の配偶者等の在留資格、いわゆる居住資格、別表2でございますが、こちらについては、活動の制限はございません。ただ、当然、日本人の配偶者ということであれば、そういう実態が備わっているかどうかということは確認させていただくことになります。

また、在留期間につきましては、永住者は当然、在留期間の制限はございません。他方、活動資格については、高度人材の高度専門職2号を除きますと、在留期間の制限がございます。最長5年でございます。また、身分関係の別表2につきましても、最長5年という在留期間の制限がございますして、いずれも在留期間の更新の手続が必要になるというところがございます。

次に、再入国につきましては、基本的に同様でございますけれども、永住者の場合は、最長5年間の再入国許可が得まして、更に、その5年間のうちに、再入国できない場合には、海外で1年間の延長ができるという制度がございます。身分関係、活動資格についても同様でございますが、こちらのほうは、当然のことながら、もともとなる在留期間が満了している場合には、当然海外での延長ができないということでございます。

あと、在留カードを所持していただく必要がございますが、永住者につきましては、その有効期間は交付の日から7年間、16歳未満の方は16歳の誕生日まででございます。活動資格、身分関係の資格の方については、16歳未満の方を除きますと、在留期間の満了日までということになります。

在留資格の取消しという制度がございますして、これにつきましては、当然、永住者の方も、場合によっては対象となるところでございますが、活動内容に制限がないということで、活動資格や身分関係の資格と比べると、若干、取消し事由が少なくなるというところがございます。

永住許可を得た後に、永住者の資格を失う場合として、どのような場合があるかというのを記載させていただいております。

まず、再入国許可を取らずに出国、もう日本に戻ってこないといひましようか、日本での居住資格を失ってもいいということで、単純出国という言い方をしますが、出国された場合、あるいは、再入国許可を取って出国されたけれども、再入国許可期限までに再入国しなかった場合、あと、現在、手続の簡素化の関係で、永住者の場合も、出国して1年間以内に帰る場合は、事前に入国管理局での許可ではなくて、みなし再入国許可という制度をとっておりますが、その場合は、出国後1年以内に再入国しなかった場合は、永住者の資格を失うということになります。

在留資格を取り消すような事由としましては、不正に上陸許可または永住許可を受け

たこと、あるいは90日以内に新住居地の届出をしないこと、あるいは虚偽の住居地を届け出ることなどがございます。

取消しにつきましては、次のページにも少し詳しく記載しております。あと、退去強制でございますが、これについては、永住者だから特に優しいとか厳しいということではございませんが、一定の刑罰法令違反を問われる場合、あるいは、売春に直接関係ある業務に従事する者などが退去強制の対象となります。

次のページが、在留資格取消しについての資料でございます。

入管法の第22条の4第1項には、第1号から第10号までの在留資格取消し事由が定められております。そのうち、永住者に該当する取消し事由は、第1号、第2号、第3号、第9号及び第10号になろうかと思えます。

これらの取消し事由の概要については、第1号ですけれども、これは、上陸拒否事由に該当するにもかかわらず、該当しないものと偽り、上陸許可を受けたことということで、一般的にあり得るのは、過去に退去強制をされて、その後、身分事項等を変更されて入国して、その入国の時点で、過去に退去強制されたことを申告されていないというような事例でございます。

第2号は、偽りその他、不正な手段により上陸許可等を受けたこと、ここですと、永住許可を受けたこと、第3号は、不実記載の文書の提出により上陸許可等を受けたことということでございまして、永住者の場合に起こりがちなものとしては、例えば、日本人の配偶者が永住者の申請をされる、通常であれば、日本人の方とずっと暮らしたいからということで、永住申請をされるわけですけれども、その時点で既に離婚していたとか、あるいは、同居していないのに、同居していたという記載を申請書にされているような場合が該当し得るということでございます。

あとは、第9号、第10号につきましては、これは住居地の関係ですので、永住者に限った話ではございませんけれども、永住者においても、こういう届出をきちんとしない、あるいは虚偽の届出をした場合は、取消しの対象になり得るということでございます。

次が、資料6でございます。事例の御説明をする前に、若干唐突感がある資料ということでございますが、近年、入管のほうで聴取、主に集住都市に対してでございますけれども、永住者のことについて、何かお気づきの点があればというようなことでお聞きしたものの幾つかを記載しております。

といたしますのも、永住者、先ほど御覧いただいたとおり、全体で75万人、中長期在留者の3割位を占めておまして、通常であれば、永住許可を取った後、入管との接点はかなりなくなりまして、住居地の届出を市町村にさせていただくということとか、あと、在留カードを7年に一度切り替えていただくということでございますが、こういった中、まだ方向性等、何も決まっているわけではないですけれども、こういった永住者がどんどん増えてきている中、入管として、どういうふうに関後、この問題に対処していったらいいかということをお今思案しているところでございますけれども、その中の何らかの端緒にならないか。あるいは、永住許可を取った後は、入管との接点が余りなくなりますので、普段接せられている自治体のほうで、何かお気づきの点があればということで、いただいたものでございます。

お聞きした自治体が十数カ所と少ないので、これが自治体全ての意見という訳では当然ないと思います。こういう意見があったということで、少し御紹介をさせていただきたいと思います。

一つ目でございますが、例えば、永住許可申請の際の納税資料として、住民税の課税証明書等を求めているところですが、住民税の納税状況以外にも、ほかの国民健康保険税とか固定資産税というのも、入管のほうで審査してほしいという御要望であるとか、納税証明書の提出を求めない過年度分の税金は未納が多いことから、過年度分まで提出を求め、納税義務の履行を確認してほしいであるとかという御要望がございます。

何か、これは本来、市町村でやっていただく話のところもあろうかと思いますが、入管のほうにも、そういう資料を出すのであれば、これをきっかけとして、入管のほうで見てもらえるのであれば、何とか入管でも協力してもらえないかという御意見かと思えます。

といいますのが、先ほど、永住許可を不許可にしている理由の中に、税金とか保険料の納付をしていない方というのがあると御説明しました。あわせて聞いたときに、自治体の方から言われるのは、入管に出さなければいけない資料の範囲内で税金を納められると。例えば、入管が3年分の納税証明書の提出をお願いすると、過去3年間の納税はするけれども、4年前、5年前の納税はしてくれないみたいなところもあるようで、本来、それは税法なりで、きちんと対応していただくこともあると思うのですが、外国人の方ですと、永住許可を取るためとか、入管のほうに提出しなければいけないということであれば、そういったことを連携してできないかという思いがあるのかなと思っております。

その他の御要望としましては、2番目でございますけれども、出入国に関する情報連携というのがもっとできないだろうかという御要望であるとか、今後、総合的対応策の中でも入ってくると思いますが、永住者の日本語能力というの、もう少し問うことができないだろうかというような御意見もいただいているところでございます。

以上が、簡単でございますが、永住者の数でございますとか、審査の状況とか、あるいは若干、これに関連して、地方自治体からいただいた御意見といたしまししょうか、感じられていることというのが以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

今の丸山課長からの御説明と、その前に近江企画室長から、バックグラウンドということで、永住者についても、今回、御意見をいただきたいということであるようでございます。

それでは、前例に倣いまして、どなたからでも質問ないし意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

明石委員。

○明石委員 永住者の数は、国籍ごとには出ておりますが、許可時のもともとの在留資格といったデータというのは、今まで見た記憶がなく、日本人の配偶者等とか、技術・人文知識・国際業務が多いような気がしますが、それについて、お話しいただける範囲でお願いしたいというのが1点目です。

2点目ですが、それとも関係いたしますが、永住許可に関するガイドラインについて、

特に高度外国人材に関する昨年の緩和措置の部分です。

私がこれを知ったときは、最初は高度外国人材が永住許可を受けることで、高度外国人材としての優遇措置が失われるので、強いインセンティブが働かないのではないかなと感じました。高度外国人材経由で、もともと数はそんなに、多くなく、1万人を切るか、それぐらいかと思いますが、どれぐらいの規模感で申請者がいるのかというのが2点目です。

3点目は、聞き逃してしまったかもしれませんが、3ページ目の永住者数の推移等のグラフでは、許可率がここ3年ぐらいは低下しているようなのですが、この背景や要因について、質問させていただきます。

御説明、どうもありがとうございました。

○田中座長 それでは、お答えいただけますか。

○丸山入国在留課長 まず、1点目の永住許可の以前の在留資格ということでございます。

これについては、正式な統計という形では、公表したものは今までございません。ただ、私ども、若干執務の参考にするということで、取ったものはございまして、やはり在留外国人の在留資格の推移と大体接点があるのですけれども、別表の第2の日本人の配偶者等とか永住者の配偶者等、あるいは定住者という資格でいらっしゃる方が、大体6割ぐらいであり、そちらがやはり大きい固まりになります。

他方、就労資格や留学生で来て、就労されて、そのまま家族でお住みになる方もいらっしゃるのです、そちらの割合も結構増えてきていたと思います。別表第1の就労資格の方も結構増えてきておりまして、そちらが、許可されている中でいきますと、15%から20%ぐらいまではいくので、家族滞在を入れると約3割だったと思います。残りの約1割は本邦で出生した子どもです。

次に高度人材でございます。

こちらのほうは、昨年の4月26日以降の関係で集計しております。これも、内部での検討用に集計しているものでございますが、大体、高度外国人材の高度専門職とか、以前の特種活動（高度人材）として在留していた方を永住許可したのが200人ぐらい、このガイドラインの際に、高度専門職とか高度人材の在留資格がなくても、ポイントが高い、例えば技術・人文知識・国際業務とか、通常就労資格でいらっしゃる方でも、同じようにポイントが高い方については、在留期間が短くても許可するということになりました、そちらが大体80人弱ぐらいですので、合わせて280人ぐらいの方は、去年許可していることを確認できております。

それで、確かに高度人材から永住者になりますと、優遇措置、例えば子育て世帯の方の親の帯同という優遇措置がなくなるので、どの程度利用されるかということがございますが、地方の現場で許可する際にも、特に親御さんが来ているような方が申請を出している場合には、永住許可になった後は、優遇措置の対象にならないということをきちんと説明して、それでも永住許可を希望されるかどうかを確認いたします。永住許可取得後、話が違ったとならないように、それは現場のほうでも注意させているところでございます。

最後に、許可率の減少でございます。

これにつきましては、先ほど若干述べさせていただいたところですが、ガイドライン

自体は厳格化しておらず、高度人材の関係などで、対象を拡大しているところがございますので、現場の審査も、このガイドラインに沿った形でやらせていただいているところでございます。

他方、一つ影響があるのは、先ほど言いましたとおり、どのような案件を不許可にしているのかということで、多いのは、やはり世帯の人数に比べて収入が少ないのではないかとということで、独立生計要件が不十分ではないかとということとか、あるいは住民税とか、あるいは健康保険などを未払いである、あるいは、払ってはいらっしゃるのですが、どうも時期を随分遅れて払われているということで、公的義務の履行が不十分ではないかというようなことでございます。

他方、特に日系人の方は、そういう傾向があるのですけれども、御家族と一緒に永住許可申請される方が多数ございます。子供さんも大勢、4人とか5人とか。そうされますと、例えば、全体として独立生計要件が不十分ということとなり、5人とも不許可になったりしますので、そういうことも影響しているのか。あるいは、一度永住不許可にしても、再申請が可能でございますので、少し経つと、また申請をされる方もあるわけですが、やはり短い間ですと、状況に余り変化がないということで、また再度不許可というようなこともあろうかと思えます。

○明石委員 ありがとうございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、御質問、御意見、ございますでしょうか。

野口先生。

○野口委員 御説明をどうもありがとうございました。

行政法的にいうと、永住許可という名の行政活動をどう見るかという、理論的に議論をしなければならない問題であろうかと思えますが、今日の議論とのかかわりでいうと、広い意味での在留管理に当たる事柄であるという、そういう頭で、1点、非常にシンプルな御質問なのですけれども、今日いただいた資料の5枚目にある表、永住許可のメリットについてというところを見ると、永住許可後、行政との接点が少し薄れるというようなお話もあったかと思えますが、その永住者にとっての少ない接点の一つが、在留カードの有効期限に当たるのかなと思えます。これが5年でもなく、10年でもなく、交付の日から7年という数字になっているのは、どのような理由で7年になっているのかというのを教えていただければと思います。

○田中座長 それでは、お答えください。

○丸山入国在留課長 これにつきましては、21年の法改正のときに、いろいろ議論があったと記憶しておりますが、まず、通常の在留資格ですと、在留期間の上限が5年ですので、それより長くということもあったかと思えます。

もう一つは、在留カードを導入する前、外国人登録の制度がございましたが、そのときも永住者とか特別永住者について、7年で、たしか切り替えだったと思えますので、そのあたりを引き継いでいるというところがございます。

○野口委員 前の制度が7年になっていたというのは、どういう理由でしょうか。5年よりは長くするという、同じ理由ですか。

○丸山入国在留課長 そうですね。従前、外国人登録の世界で、たしか最初は3年間ぐら

いでであったと記憶しているところ、3年から5年、7年と徐々に緩和していった傾向がございまして、それで、永住者等について、7年間で、外国人登録証を切り替えるという制度でありました。新しい在留カード制度を導入することとなり、それを踏襲したということでございます。

○野口委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中座長 その他、ございますか。

滝澤先生。

○滝澤委員 2点質問ですが、一つは、永住不許可について、理由を申請者に開示しているのかということです。永住の許可に関するガイドラインは公表されていると理解していますけれども、不許可の場合、当事者に理由を説明しているのでしょうか。

というのは、私、ある難民、日本に20年以上いて、きちんと仕事をしていて、日本の大学院にも行っていたという人がいて、永住申請したら不許可になったという、本人もショックで、私もちょっとびっくりしたのですけれども、どういう理由なのかということ当事者に通知しているかというのが第1の質問ですね。

もう一つは、永住した人が、そのまま帰化するケースが多いと思うのですけれども、どの程度の人が帰化されているのか。永住許可から何年ぐらいで帰化されているのか。また、その帰化の基準の公開、不許可理由の通知等、今回の施策には直接にはつながらないのですけれども、分かることがありましたら、教えていただければと思います。

また、別の機会について、テーマを設けていただければと思います。

○田中座長 これは今、お答えできますか。

○丸山入国在留課長 まず、永住許可の不許可の理由でございますが、こちらについては、説明を求められた場合には、概要を御説明しております。先ほど、例えば公的義務が不履行であったとか、あるいは、収入が世帯の人数に比べて少ないですよとかということで、なかなか審査の都合上、機微にわたる部分で、言えないところもございましてけれども、ある程度、外形的に言える部分は御説明をして、以後、再度の申請をされるような場合の御参考になるような範囲内では御説明しております。

また、次に、帰化の件でございますが、縦割りで申しわけないのですが、こちらは民事局の担当でございますので、細かいことは分からないのですが、一般的に、年間たしか1万人程度の帰化件数ということで、余り大きな変化はないように承知しております。

また、大多数の方は、恐らく永住者の資格から帰化をされると思いますが、一部、就労資格、例えば技術・人文知識・国際業務から直接、帰化の要件を満たせば、許可になるということも承知しておりますが、そのあたりの詳細は多分、公表されていないと承知しております。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、市川委員。

○市川委員 永住許可をどのように運用していくかというのは、一つは、日本社会として、まさに今回のように、たくさんの外国人の方が入ってきたときに、今後どういう方に定住していただくのかという、一つの方向性のようなものの中から考えていくべきかなと思うのですが、一つは、いわゆる国益的な観点から、高度専門職のような形に、そのまま残っていただけるような仕組みということと、あと、日本に子供の頃から

住んでいて、日本語を学び、日本語で語るような子供たちが大きくなってきたときに、その子たちの将来的な生活の安定というような人道的な人権的な配慮と、そういう側面からの永住許可という視点も考えていただきたいと思います。

そういう意味で考えると、間口のところで、ある程度吟味をしていくということ、これは必要性、私もあるのだろうと思うのですが、一旦許可した後に、やはり人ですから、仕事がうまくいったり、いかなかったりというような波はあるわけなので、うまくいかなくなって、なかなか納税義務が瞬間的に果たせなかったら、そこでアウトですよというような形になってしまうと、永住許可を取る方も、逆にちゅうちょしてしまうようなことになりかねないので、そのあたりは、取った後の取消し事由というのは、かなり慎重に考えたほうが良いというふうに、私は個人的には思っております。

あと、日本語能力の点については、外国の方の日本への統合とか、そういうことを考えると、日本語能力というのは非常にあったほうが良い。そういう意味では、プラス要件として考えていってもいいというふうには思うのですが、その一方で、専門職の方なんかは、必ずしも日本語ができなければだめだよというのは、かえってハードルを高くするだけになるので、絶対条件というふうに、必ずしもしなくてもいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、高橋委員。

○高橋委員 今、市川委員がおっしゃったことに関連するのですが、例えば、納税義務を果たしていない又は、許可時点で、公的義務の不履行に疑いがある場合には許可されないかもしれない。そこで、許可するときの条件の厳しさの度合いが、一つ問題だと思いますが、一方で、許可してしまった後ですが、例えば、最初から公的義務不履行気味の人が許可されてしまえば、その後、公的義務が不履行になる可能性はかなり高いわけで、点としての審査だけでいいのかどうか、線としての審査は要らないのか、チェックは要らないのかどうかと考えます。

最後、取消しをするかどうかというところまで行き着くと思うのですが、アメリカなどは、取消しを確かしていると記憶しておりますが、人生不幸はつきものですから、失職するとか、そういうことで、義務を果たせないということはあると思いますけれども、日本の制度を悪用しているとか、そういうようなケースも、ままた聞くものですから、そこについて議論しなくてもいいのかというところが、少し気になります。

○田中座長 御意見でございますが、その他、ほかに御意見ございますでしょうか。

奥脇委員。

○奥脇委員 先ほどの外国人材の受入れのときにも、ミスマッチの話しをさせていただきましたが、ミスマッチは、個人的な事情で生ずる場合もあるし、経済情勢の変化によって起こることもあり得る、要するに、いろいろな浮き沈みが人生にはあるわけですから、外国人材で入ってきてもそうであろうと思います。

また、その永住許可についてもそうですが、そうした場合に、例えば永住許可者の場合は、例えば、退去強制事由に当たるような、懲役1年とか、もちろん先ほどの公的な義務を果たしていないというものもあるのですが、もっとひどいのだと犯罪となります。

これは、よく覚えていませんが、例えば万引き、一つの窃盗罪で処断ということになると、やっぱり懲役刑1年以上あり得るわけですよ。どうですか。

○安富座長代理 ケース・バイ・ケースでしょうけれどもね。

○奥脇委員 ただ、窃盗罪で処断しないということでは、必ずしもないわけですよ。

そうした場合に、永住許可取消し、これを考えていて、少し事情は違うけれども、アメリカなんかの場合で、ドリーマーズとか、そういう政策の中で、例えば駐車違反やっただけで、この場合は、ドリーマーズは、不法であるにせよ、せつかくアメリカの領域内に入った人は保護していこうと、チャンスを与えようということをやったんでしょうけれども、しかし、いろいろそういうのが、やたら喧伝されて、ドリーマーズが大量に入るようになって、結果、駐車違反でも退去強制をしてしまう。家族生活が崩壊するなんていうことも随分あるので、かなりそのところは、慎重に考えないといけないのではないかと思います。

刑法でも、先ほど言ったような、懲役1年以上だともうだめということであると、場合によっては、万引きやっても、要するにミスマッチが起こって、少し、もちろんよろしくはないわけですが、万引きは割方、出来心でやることもあるので、そういうのが家族ぐるみでやるなんていうことになってくると、万引き家族みたいなものになってきて、非常に、これは悪質性が高いとは言えるけれども、しかし、そうならざるを得ない場合というのも出てくるのかもしれない。そういうときに、退去強制すれば終わりというのでは、何かちょっと、芸がないという感じがいたします。

そういうところまで、一体考えるのか考えないのかを含めて、今後検討されると思いますが、検討されていけばいいかなという気がします。

○田中座長 私の意見を若干申し上げさせていただきますと、課題として見ると、これは特有の課題ではあるのですけれども、先ほど近江企画室長がおっしゃったように、今後いろいろな方々に在留資格を与えて、中期・長期も滞在していただくという国の方針で、それを法務省が司令塔的にやっていくといったときに、そこから更に長期にいる人たちについて、どういうふうな対応をとっていくかということを考えていっていただく時期に来ているのだらうと思います。

ですから、永住者についても、先ほどおっしゃられたように、永住者になってしまうと、法務省から少し離れて、地方自治体でみんなやってくださいねという話になってくるけれども、地方自治体の方は、在留カードもあるから、法務省が何かやってくださいねと、税金払っていないんだったら、ちゃんと教えてくださいねとかと、そういう話になります。そこから更に、今回お話あったように、帰化する人もいますよね。

ですから、そうなる、短期で入ってきた人から帰化する人までという一連の流れの中で、どういうような統一的というか、論理整合的あるいは社会的にバランスのとれた、人権に配慮しつつ、社会的安定にも配慮する政策として、どういうのがいいかということ、今後、法務省としても、是非考えていっていただきたいというふうに私としては思います。

それで、理屈から、何というのでしょうか、論理単純に、永住者になる人というのは、完璧に日本国内の公的義務を果たせて、何でもできる人だから、もう法務省は関係ございませんというふうに言えば、それが多分一番いいのですけれども、現実にはそうい

うことじゃなくて、先ほど来のお話にもあったように、日本語もやっぱり、場合によってみると不十分な方ということもいらっしゃるし、そうすると、先ほどの新しい検討会で議論しているものとの、やっぱり、ある種のつながりみたいなものも考えていただくと必要があるかと思えます。

それで、取消しということになりますと、かなり慎重に考えなければいけないことあるかと思うのですが、最後のページに、地方自治体等からこのような御意見が出ているということは、重要なことだと思えるのですが、私として、法務省に、今後御努力をお願いしたいのは、こういう、本当に具合の悪いことが起こっているというのは、本当にどのぐらい具合の悪いことが、どれぐらいの規模で起きているのかということ、調査していただく必要があるかと思えます。

何というのでしょうか、ある種のエピソードとして、こんなひどいことがありましたよというだけのエビデンスで政策を判断するというのには、やや問題が出てくるかもしれないので、とりわけ悪質なものというのがあるのだとしたら、それはどのぐらいあるのかということが、なかなか調べるのは難しいと思えますけれども、そういうこともやっていただく必要があるかなと思っております。

さて、更にこの件について、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

岡部委員。

○**岡部委員** すみません、時間がないところ、恐縮ですけれども、意見だけ申し上げます。

先ほど先生がおっしゃったように、日本社会の包摂の度合いを高めるという視点からは、滝澤先生も言及された帰化へのプロセスというものについては、一度議論する機会があれば、ありがたいなと思えます。

もう一つは、日本語能力の点については、市川委員がおっしゃったのと同じように、排除条件とするのは、何だかかわいそうな気がします。

○**田中座長** それでは、この件は今回、このぐらいにさせていただきます。

4 難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について

○**田中座長** 次のテーマということで、「難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について」という資料について、これは礒部難民認定室長から御説明いただきます。

○**礒部難民認定室長** 難民認定室長の礒部でございます。

本日は、今年の1月15日から実施しております難民認定制度の運用の更なる見直しの実施状況について御報告をさせていただきます。

資料1枚目を御覧ください。

前回、難民に関して御議論いただきました、昨年12月の政策懇談会の際に、就労等を目的とする濫用・誤用的な申請が急増していることを御説明させていただきましたが、そのために、未処理数が急増して、平均処理期間が長期化していて、真の難民の迅速な保護に支障が生じる事態となっているため、特定活動の在留資格の運用の更なる見直しを検討していますということを御報告させていただいたところでございます。その後、この内容をもちまして、今年の1月15日以降の申請者に対しまして、運用の更なる見直しを実施しているところでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、資料2ページでございますが、これは平成22

年3月に、難民認定申請者、申請から6月後、一律に就労を許可するという運用を始めたときからの運用の見直しの状況でございます。一番下が、今年1月から実施しているものでございますけれども、左側が初回申請者、右側が複数回申請者でございます。

初回申請者の方には、最初、2か月を超えない期間で、振り分け期間というのを設けてまして、A案件、難民の可能性が高い、あるいは人道配慮の必要性が高い案件については、これまで以上に速やかに就労可能な在留資格を付与して、生活の安定をより早期に図っていく。他方、B案件といわれております、難民条約に全く当てはまらないようなことを申し立てているような濫用・誤用的な申請につきましては、在留期間の更新を認めないで、退去強制手続と難民認定手続を同時並行で進めていくというような取扱いをしております。

そして、D案件のところにつきましては、失踪した技能実習生とか学校を退学した後の留学生が、引き続き日本に在留するために難民認定を申請している場合が結構ございます。そうした者については、滞在は認めるけれども、就労は許可しないというような取扱いをしており、そのほかの人については、ほぼ従前どおり、申請から6月後、就労可能な在留資格を付与していくというような色分けをして、保護すべき人はより保護を図る、そうでない人には厳しく対応するということをやっております。

なお、再申請者の方につきましては、初回の申請で、根幹となる事情について申し立てた上で、不認定となっているところを繰り返し申請しているわけでございますので、ここは、基本的には在留を認めないという形でやっております。

1枚おめくりいただきますと、資料3ページからが、上半期の統計についての御紹介でございます。

難民認定申請数は、左側のグラフにもございますように、近年でいいますと、平成22年の1,202件をボトムとしまして、対前年比で50%増の急増を続けてきて、平成29年には、対前年比で80%増、約2万人となり、過去最高を記録したところでございますが、今年の上半期は、5,586人の申請数となりまして、昨年同期と比べると、約35%の大幅な減少となっております。この上半期の申請数として見た場合に、対前年同期比で減少したのは、平成22年以来、8年ぶりの減少となっております。

右側のほうは、複数回申請の推移でございますが、こちらにつきましても、対前年同期比で45%ぐらいの減少となっております。この上半期の中で、申請回数が最も多い方は、トルコ、ミャンマーからの申請者で、5回目の申請となっております。

資料を1枚おめくりいただきますと、国籍・地域別の難民認定申請数の推移でございます。

一番右側、青い部分ですが、平成30年上半期のところに括弧書きで記しているのが、平成29年上半期の数字でございます。平成30年上半期の申請数、上位10か国を見ますと、前年と同じ10か国が、多少順番が入れ替わった状態で並んでおりますので、上位10か国は同じということでございます。

申請の国数自体は、57か国に及びますけれども、上位5か国だけで申請総数の57%を占めています。この5か国の動向を見ますと、平成29年にワン、ツー、スリーでありましたフィリピン、ベトナム、スリランカにつきましては、60%前後の急減を

示しており、インドネシアについても、30%近く減少しているところでございます。他方、昨年は5位でありましたネパールが18%増となって、今1位になっているというところでございます。

私どもとしては、依然として、大量の難民・避難民を生じさせるような事情がない国々からの申請が多い状況が続いていると認識しているところでございます。

資料を1枚おめくりいただきますと、難民認定申請者が申請をしたときに、どのような在留状況であったかを取りまとめたものでございますけれども、まず、正規の状態にあったか、非正規の状態にあったかという観点で見ますと、正規の在留者が増えておりまして、今年の上半期は96%、昨年の95%から1ポイント上昇しているところでございます。

右側の表の一番右側を見ていただきますと、上半期の増減率と書いてございますが、先ほど申しましたように、全体は大体35%減になってございますけれども、ほとんどの在留資格で減っておりますが、増えているのは、一番下の括弧書きの特定活動、出国準備期間のところだけでございます。

また、技能実習、留学につきましては、平均よりも更に上回るような減少幅を示しておりまして、減っておりますが、他方、短期滞在につきましては、26%の減少ではございますが、全体の減少率に及んでいないものですから、申請全体に占める短期滞在の割合というのが増えてきておりまして、現在62%ぐらいが、短期滞在からの申請となっております。

資料を1枚おめくりいただきますと、難民認定申請案件の振り分け状況等でございます。

入国管理局では、難民認定申請を受け付けた場合に、先ほど申し上げました振り分け期間の間に、難民認定申請をA、B、C、Dという四つのカテゴリーに分けて、その後の審査、あるいは在留資格上の措置に反映させているところでございます。

平成29年と平成30年上半期を比較してみますと、実数は、今年の上半期、かなり下がってはいるのですけれども、A、B、C、Dの構成比という形で見ると、余り大きな違いはなく、おおむね同じような傾向となっております。

多少、我々として救われるのは、B案件が若干減少したこと、条約外の申し立て案件のことですね。ここが減少したというところが、よかったなと思っているところでございますが、このような状況でございますので、引き続き、濫用・誤用的な申請が、それなりに存在しているということで認識しているところでございます。

資料を1枚おめくりいただきますと、難民認定申請の処理状況でございます。

今年の上半期における処理数は、6,375人でございまして、前年の同期と比べますと、42%の増加になっております。上半期において、処理数が申請数、先ほど5,586と御紹介しましたが、処理数が申請数を上回ったのは、平成23年以来の7年ぶりということになります。

この処理の状況の表の中を見ていただきますと、とりわけ、うち専決と書いてある部分がございますが、これは昨年の6月から、もともと法務大臣だけが持っていた難民の認定、不認定の処分の権限につきまして、地方入国管理局長にも権限委任を始めました。うち専決と書いてあるのは、その地方入国管理局長のところで判断をし、処分をしてい

るものでございますが、昨年は7か月間で2,400人、今年は6か月間で、同じような2,400人になってございますので、地方入国管理局での処理が進んでいるということが一つございます。

それから、一番下、取下げ等と書いてございますけれども、一旦申請をして、その後、本人が取り下げたいと申し出てきたものがほとんどでございますが、これが昨年1年間で1,600人のところ、今年は上半期だけで1,450人ぐらいとなっております。この辺が、処理の促進がより図られてきた理由だと思っております。

取下げ等の内訳のところ、右側の箱でございますが、では、どういう理由で取り下げているのかを見ますと、問題が解決したためというのが約55%、帰国するためが約43%、他の在留資格への変更が許可されたためというのが約1%となっております。

この取り下げた方々のうち、今年の7月末時点で、その後どうなったのかというのを確認しますと、約84%が出国をしております、約12%が不法残留をしている状態ということでございます。

左下のところですが、申請数と処理数のところをグラフで表しておりますが、ここずっと申請数が上回っていたということで、未処理数もぐんぐん増えてきたところがございますけれども、ようやく申請数と処理数が逆転したということで、少しながら、未処理が減少し始めているところでございます。

ただ、未処理の中に、長期間、手が付いていなかったというものも多数ございますので、右側の平均処理期間の推移を御覧いただきますと、今年の上半期は約11か月かかっております。昨年の9.6月よりも長期化しておりますが、これは、申請数の大幅な減少に伴って、これまで以上に長期未処理案件の処理に注力した結果、結果的には平均処理期間が長期化してしまったものと認識しております。

資料を1枚おめくりいただきますと、難民認定数等の推移でございます。

今年の上半期に難民認定をした人の数は、不服申し立てでの2人を含めまして、合計22人です。人道上の配慮を理由に、我が国での在留を認めた人が21人です。合計43人に対して、難民認定手続の結果、我が国での在留を認めたことになりません。

難民認定数は、平成30年上半期は22人、平成29年が年間で20人でございますので、今年の上半期だけで、昨年1年間の認定数を上回っている状況でございます。

人道配慮数は、今年の上半期21人、昨年は45人でございますけれども、その右側の箱を見ていただきますと、昨年の45人のうち、本国情勢で人道配慮した人が14人、そのほかの理由が31人でございます。今年の上半期は、本国情勢が11人、その他の事情が10人でございますので、割合的には、本国情勢を理由として保護をした人の割合が高くなっているということでございます。

この運用の更なる見直しは、今年の1月15日から実施しておりますので、まだ半年しか経過していない状況ではございますけれども、難民認定申請数が大幅に減少し、また、申請を取り下げた人の数も急増しておりますので、これまでのところは、就労等を目的とする者による濫用・誤用的な難民認定申請の抑制に、一定程度の効果を上げているというように考えております。

今後も引き続き、的確な運用に努めることはもちろんのことでございますが、運用の

更なる見直しの周知に努めまして、難民認定申請の推移等を注視し、濫用・誤用的な申請を抑制して、真に庇護を必要とする者の迅速な保護に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、1枚だけ、「第三国定住による難民の受入れ」というものも、併せて配付させていただいております。

先ほど御案内したのは、難民条約の規定に基づき、入管法の規定に基づいて難民認定をしている、いわゆる条約難民のお話でございましたけれども、日本政府では、この条約、先ほどの条約難民という枠組み以外に、閣議了解に基づいて、第三国定住難民を受け入れているところでございます。

本日は、前回御説明をさせていただいたところから、第三国定住難民の受入れの進捗状況についてだけ、簡単に御報告させていただきます。

第三国定住難民は、年に1回、約30人の範囲内で受け入れることとしておりまして、例年9月に入国をしているところでございます。本年度におきましても、資料で平成30年度、マレーシア第4陣、9月入国予定と書いてございますけれども、9月26日、明日、マレーシアからの第4陣として、5家族22人が入国する予定となっております。これまで39家族152人の方を受け入れておりますので、今回の第4陣が入国することによって、合計44家族174人となる予定でございます。

第三国定住難民は、入国後、公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部による、180日間にわたる日本語学習、日本で生活する上で必要なことを学ぶ、そういった研修を受けることとなっております。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見あるいは御質問を伺いたいと思います。

滝澤先生。

○滝澤委員 2点だけ。

最初のほうの、いわゆる濫用・誤用の抑制については、効果が上がっていると思われるので、これは非常にいいことだと思います。

同時に、難民認定制度の改善について、もう一つの点、つまり、日本は難民をきちんと救っていないのではないかと、年間に30人、40人というのは、大海の一滴でないかという、そういう批判に対する対応がきちんとされていないと思うのです。過去4、5年間にわたって、濫用・誤用の対策が非常に進んだけれども、肝心の難民を救う方向、特に認定制度、認定基準なり、更には迫害の定義といった、そういう難民認定制度の根幹にあるところの見直しが進んでいないというふうに考えております。濫用・誤用的申請が減り、人的なリソースも少しは浮くのではないかと考えられますので、本格的な難民認定基準等の見直しに入っていただきたいというのが1点です。

第2点は、第三国定住については、これは認定制度が機能しない中で、その替わりという意味もあると思うのですが、44家族174人というのは、10年間としてはやはり少ない。これも大海の一滴という感じがありますので、この先は、例えば、ミャンマー難民に特化するのであれば、バングラデシュにいるロヒンギャ難民を受け入れるとか、更には、シリアの難民を新たに受け入れるといった形で、拡大の方向を目指し

てもらいたいと思います。

国連のグローバル・コンパクトの中で、第三国定住の拡大ということがうたわれておりまして、日本政府もそれを支持しているというふうに理解していますので、是非法務省のほうから、第三国定住の拡大について、声を大にさせていただきたいと思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

市川委員。

○市川委員 私も2点ですが、この振り分けを、新しい見直しというのは、振り分けをすると同時に、その振り分けた結果、在留資格の更新をしない、それから就労を認めないということなので、弁護士においては、いろんな見方がありまして、非常にドラスティックで、少しやり過ぎではないかという意見もあるのですが、この点はさておき、いずれにせよ、かなり強い劇薬のようなところもありますので、一旦B、Cだと振り分けてしまうものであっても、また元のトラックに戻してあげる、D案件に戻してあげるという要素を、どこかに残しておくべきではないかと思っております。今、モニタリング会議をつくっていただいていますけれども、その意見を反映して、この新しい制度になって、見直しができるからの運用状況なんかも、モニタリング会議できちんと見ていただいて、適切なやり方ができているかどうかということをチェックしていただきたいと思うのが1点です。

もう1点目は、滝澤先生がおっしゃられたとおり、どういう場合に難民該当性を認めるのかということで、例えばジェンダーの問題であったり、部族間の紛争の問題であったりという、非常に難しい問題がたくさんありますけれども、そういった点について、どう考えていくのかというのを明確にしていくということ、そうやって透明性も高めていくということが必要ではないか。人道配慮の要素についても同じだと思うのですが、その点について、前回、去年の12月も同じことを申し上げましたけれども、こちらの点の検討というのも、是非、鋭意進めていただきたいと思っております。

以上です。

○田中座長 その他、御意見ございますでしょうか。

まだまだ御意見あると存じますけれども、それでは、時間になりましたので、本日の審議はこのぐらいにしたいと思いますが、難民制度についても御関心高いし、それから、国際的にも大変注目されている問題でありますから、是非法務省のほうでも、更に、今日の御意見もいただいた上、参考にさせていただいて、検討を進めていただければと思います。

5 今後の予定等について

○田中座長 それでは、最後に、次回の予定等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 次回の開催予定について御説明申し上げます。

第13回会合につきましては、現在、日程調整中でございますけれども、11月下旬もしくは12月中に開催を予定しております。議題につきましては、座長、座長代理とも御相談させていただいた上で、日程等が確定し次第、改めて皆様に御連絡を差し上げたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

6 閉 会

○田中座長 それでは、特に、更なる御発言の御希望がなければ、本日の会合はこれで終わりにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

—了—